

自然再生協議会を設立することのメリット

自然再生推進法を活用して、自然再生協議会を設立すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

自然再生推進法の施行以来、現在までに全国で26の自然再生協議会が設立され、様々な自然再生の取り組みが行われてきました。冒頭に紹介したコラムをはじめ、そのような、現在活動を行う協議会の声を参考に、主なメリットを以下に紹介します。

1. 地域の自主性を尊重した取り組みを行うことができます

- 自然再生推進法に基づく自然再生の取り組みは、地域のボトムアップによるものであり、多様な主体が連携し透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施するものです。
- 地域住民やNPO法人、専門家等が自然再生全体構想作成段階から参画することで、地域の自主性を尊重した取り組みとして自然再生事業を進めることができます。
- 自然再生事業での取り組みを体験した若者や子供達が、地域に対して誇りや自信を持てるようになります。



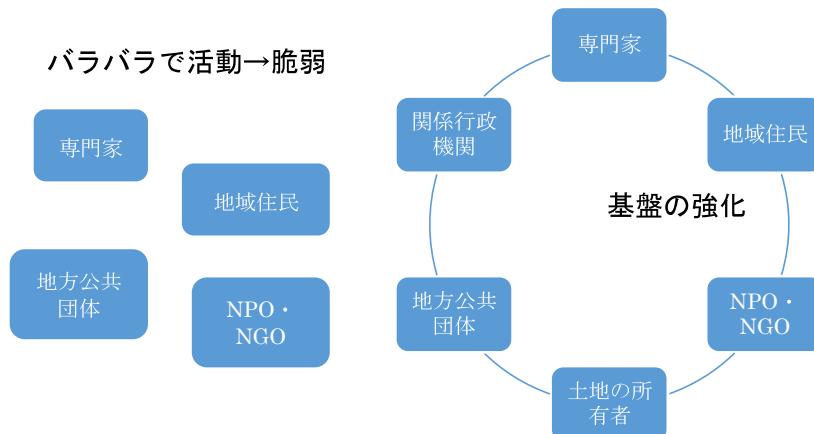
海岸清掃
(椹野川河口域・干潟自然再生協議会)



北潟湖フォーラム
(北潟湖自然再生協議会)

2. 協議会を組織することで、取り組みの基盤を強化することができます

- 保全活動を行う1団体・1個人のみでは脆弱な取り組みであっても、専門家、NPO、地域住民、行政等多様な主体が自然再生協議会を構成して、規約を作成することにより、取り組み体制の基盤が強化されます。
- 多様な主体が様々な取り組みを行うなかで、協議会が自然再生全体構想を作成することにより、自然再生という共通の目標を共有し、一本のスジが通った取り組みを行うことができます。
- 自然再生協議会には関係行政機関や関係地方公共団体が参加します。部署が違っていても、県や市の立場で出席しているため、組織内部で情報共有され、行政に話がとおりやすくなります。
- 多様な個人や組織から一つの協議会が構成されるため、わからないことがあっても教えてもらうことができ、人的ネットワークも広がります。それぞれの得意分野を明らかにしておくことで、そのネットワークがより有効に働きます。
- 自然再生推進法に基づく法定協議会という位置づけであるため、それまで活動してきた自然再生団体の立ち位置が明確となり、モチベーションが高まったり、意欲を維持しやすくなります。



3. 多様な主体の参加により新たなアイデアが生まれます

- 自然再生協議会では、地域の様々な主体の参加者が、共通目標のもと対等な立場で協議することができ、地域に根ざした幅の広い自然再生の取り組みを進めることが可能です。
- 普段交流のない方々が、お互いの利害や価値観を尊重・配慮しながら協議を行うことで、信頼関係が構築され、新たなアイデアや連携施策が生まれやすくなります。
- 各主体の活動の相乗効果が生まれ、取り組みが発展することが期待できます。



協議会の開催風景

4. 取り組みの対外的な信用が高まります

- 自然再生推進法には、行政も含めた多様な主体の参加や、透明性の確保、科学的知見に基づく実施等が、基本理念として定められています。
- こうした法律に定められた基本理念に基づいて、自然再生協議会を設立・運営したり、自然再生事業を実施することにより、取り組みの対外的な信用が高まります。
- 信用が高まることにより、地元住民や専門家、NPO、企業等の協力が得やすくなります。
- 自然再生協議会には関係行政機関や関係地方公共団体が参加します。部署が違っていても、県や市の立場で出席しているため、組織内部で情報共有され、行政に話がとおりやすくなります。（再掲）

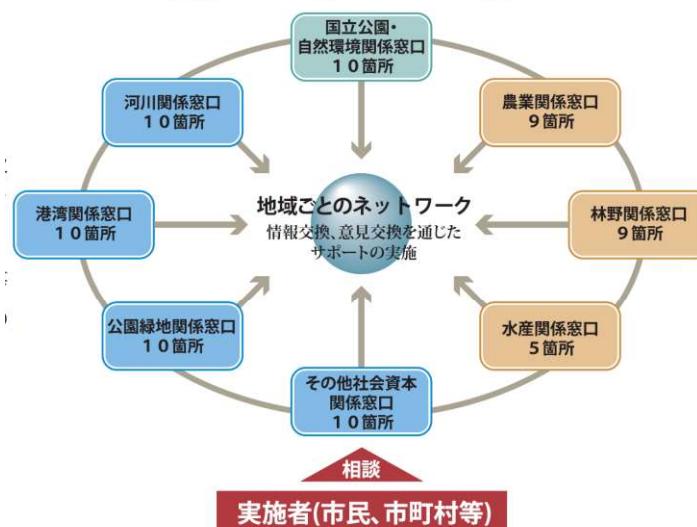
5. 国の機関に相談したり、情報提供を受けたりすることができます

- NPO法人等の民間団体が発意した自然再生協議会であっても、協議会に関係行政機関と関係地方公共団体が参加しているため、各種事業を活用することや情報提供を受けることができます。
- 国の主務省庁（環境省、農林水産省、国土交通省）の本省や、地方支分部局の自然再生の担当より事業制度等の情報が提供されるとともに、協議会設立や取り組みに係る相談を受けることができます。

(P.86 「4. 国（主務省庁）の役割・支援」 参照)

地方出先機関相談窓口ネットワーク(全国73箇所)

各行政機関の地方の出先機関に窓口を常設
各窓口が、市民、市町村からの相談を受ける
各機関にまたがる案件は、ネットワークを活用する



6. 自然再生専門家会議からの助言を受けることができます

- 協議会が自然再生事業実施計画を作成して主務大臣（国）と都道府県知事に提出した場合に、主務大臣（国）は、様々な分野の専門の有識者からなる自然再生専門家会議の委員から意見を受けて、協議会に必要な助言を行います。



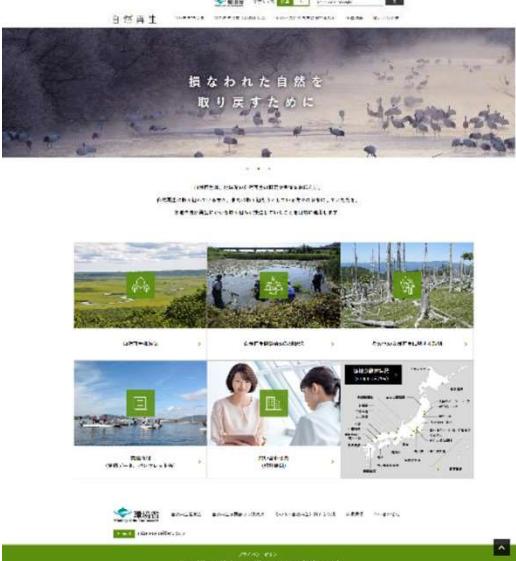
自然再生専門家会議
(平成30年度 第1回会議)



委員による現地調査
(平成29年度 久保川イーハトーブ自然再生協議会)

7. 取り組みの発信力が高まります

- 自然再生ウェブサイトやパンフレットにおいて紹介されることにより、活動内容を全国に向けて発信することができます。
- 地方公共団体の広報誌や新聞などのメディアに取り上げてもらう機会が増えます。
- 自然再生協議会全国会議や、自然再生専門家会議の委員による現地調査の際に、積極的に情報提供を行い、地元マスコミ等の関心を集めている協議会もあります。



環境省自然再生ウェブサイト



自然再生協議会の紹介例

8. 他の協議会との情報交換ネットワークができます

- 自然再生協議会全国会議等に参加することにより、日本全国の自然再生協議会のメンバーとのつながりができ、事例の共有や相談などの情報交換ができるようになります。
- 協議会同士のつながりを活かして、他地域の専門家に来てもらう等、人材の交流をすることも期待できます。



分科会形式での全国会議
(平成 28 年度中海自然再生協議会)



全国会議、昼食を利用した情報交換
(平成 30 年度 麻機遊水地保全活用推進協議会)

インデックス

本書は、地域の自然再生に興味があるすべての人に向けて、自然再生推進法に基づいた活動にかかる幅広い内容を掲載しています。

自然再生に興味を持ち始めた人から、すでに自然再生協議会を立ち上げ、活動をしている人まで、様々な状況を想定した質問を、以下に取り上げました。

あなたの知りたいことに近い質問を見つけ、右側の項目のページを参考にしてみてください。

▶ 地域の自然再生に興味があるけど、何ができるだろう？

相談するところはありますか？

4-1. 自然再生相談窓口 P. 103

▶ 自然再生の取り組みを、もっと前に進めたい！

法律の仕組みを使って進めたい

1-3. 自然再生推進法に基づく
自然再生事業実施の流れ
P. 6

自然再生協議会ってなに？

2-1. 自然再生協議会とは P. 8

自然再生協議会って、
実際どんな感じ？

はじめに P. I

自然再生協議会になると、
どんないいことがあるの？

自然再生協議会を設立すること
のメリット P. IV

全国の自然再生協議会の
活動状況は？

2-1-3. 自然再生協議会の設置
状況 P. 11
4-5. 情報提供・発信 P. 108

► 自然再生協議会を立ち上げたい！

設立・運営の一連の流れは？

2-2. 自然再生協議会設立・運営の一連の流れ P. 13

自然再生協議会になるとどのような義務が発生するの？

2. 自然再生協議会の設立・運営 P. 8

自然再生協議会はどのようなメンバーをそろえればいいの？

2-1. 自然再生協議会とは P. 8

設立と運営は
どのようにすればいいの？

2-3. 自然再生協議会の設立と運営 P. 16

► 自然再生協議会を立ち上げた。さあ、計画を作ろう！

自然再生全体構想ってなに？

2-4-1. 自然再生全体構想の作成 P. 42

3-1. 自然再生全体構想とは P. 52

自然再生事業実施計画ってなに？
どのように作成したらいいの？

2-4-2. 自然再生事業実施計画の作成 P. 43

► 自然再生全体構想をつくりたい！

構成はどのようにすれば
いいですか？

3-2. 自然再生全体構想の構成 P. 54

「自然再生の対象となる区域」の
考え方と、書き方は？

3-3. 自然再生の対象となる区域 P. 58

「自然再生の目標」の
考え方と、書き方は？

3-4. 自然再生の目標 P. 68

「協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担」の
考え方と、書き方は？

3-6. 自然再生協議会の参加者 P. 90

「その他自然再生の推進に
必要な事項」の考え方と、書き方は？

3-5. 目標達成のための取り組み P. 76

► 国や行政の力を借りたい！

相談するところはありますか？

4-1. 自然再生相談窓口 P. 103

国が提供する**情報**は
どこで見れますか？

4-5. 情報提供・発信 P. 108

国が行う**支援事業**はありますか？

4-6. 関連事業の情報提供
P. 109
4-7. 環境省の関連事業の紹介
P. 110

他の自然再生協議会と連携したい

4-2. 自然再生協議会全国会議
P. 104

専門家の助言が欲しい

4-3. 自然再生専門家会議
P. 106